令和　4年11月1日現在

陽光苑　入所利用料金（30日あたり）

		要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
要介護制度別基本単位		19830単位	21900単位	24090単位	26220単位	28260単位
加算	夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	1380単位				
	看護体制加算（Ⅰ）　イ	360単位				
	看護体制加算（Ⅱ）　Ⅰ	690単位				
	日常生活継続支援加算Ⅱ	1380単位				
	個別機能訓練加算（Ⅰ）	360単位				
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位				
	栄養マネジメント強化加算	330単位				
	科学的介護推進体制加算	40単位				
合計単位		24390単位	26460単位	28650単位	30780単位	32820単位
介護職員処遇改善加算（合計単位×0.083）		2024単位	2196単位	2377単位	2554単位	2724単位
介護職員特定処遇改善加算（合計単位×0.027）		658単位	714単位	773単位	831単位	886単位
介護職員ベースアップ加算（合計単位×0.016）		390単位	423単位	458単位	492単位	525単位
総額		¥293,294	¥318,189	¥344,515	¥370,136	¥394,679
保険給付額		¥263,965	¥286,371	¥310,064	¥33,123	¥355,212
自己負担額		¥29,329	¥31,818	¥34,451	¥37,013	¥39,467
居住費		¥90,000（¥3,000/日）				
食費		¥45,000（¥1,500/日）				
月額		**¥164,329**	**¥166,818**	**¥169,451**	**¥172,013**	**¥174,467**

加算について

日常生活継続支援加算　Ⅱ	**46単位/日**	**日常生活自立度Ⅲa以上や介護度4及び5の新規入居率が高い割合の施設等において、介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置している加算。**
夜勤職員配置加算（Ⅱ）　イ	**46単位/日**	**夜間帯における手厚い職員配置を行うことでの加算。**
看護体制加算（Ⅰ）　イ	**12単位/日**	**常勤の看護師を1名以上配置している加算。**
看護体制加算（Ⅱ）　イ	**23単位/日**	**看護職員と24時間連絡ができる体制を確保している加算。**
個別機能訓練加算　（Ⅰ）	**12単位/日**	**専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、他職種と共同して個別の機能訓練計画書を作成、実施している加算。**
個別機能訓練加算　（Ⅱ）	**20単位/月**	**個別機能訓練の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報を活用する加算。**
栄養マネジメント強化加算	**11単位/日**	**管理栄養士を配置し、低栄養状態のリスクが高い方に対して他職種で共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事観察を週3回以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。**
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	**40単位/月**	**心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。**

※その他の加算

口腔衛生管理加算（Ⅱ）	**110単位/月**	**歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対して歯科衛生士が具体的な技術的助言・指導・相談を実施し、そのデータを厚生労働省に提出していること。**
経口維持加算（Ⅰ）	**400単位/月**	**医師または歯科医師の指示に基づき、多職種共同でミールラウンド・会議・経口維持計画作成を行い、管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行っていること。**
療養食加算	**6単位/回**	**1日につき3回まで算定** 医師の指示に基づく療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていることで加算される。
初期加算	**30単位／日**	新規に入所された場合及び1ヶ月以上入院され退院した場合に30日間加算される。
外泊時費用	**246単位/日**	**初日・最終日は加算されません。** 入所者が病院又は診療所に入院をした場合及び居宅における外泊を認めた場合に1月に6日を限度とする加算
看取り介護加算　（Ⅰ）	**72単位/日　死亡日以前31～45日　・　144単位/日　死亡日以前4～30日 680単位/日　死亡日前日及び前々日　・　1280単位/日　死亡日 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者で看取りになった場合加算される。**	

※その他費用

テレビなどの電気代	**1品目につき**	**¥10/日**
理美容・娯楽費		**自費となります。**